

上川南部国有林の 地域別の森林計画書

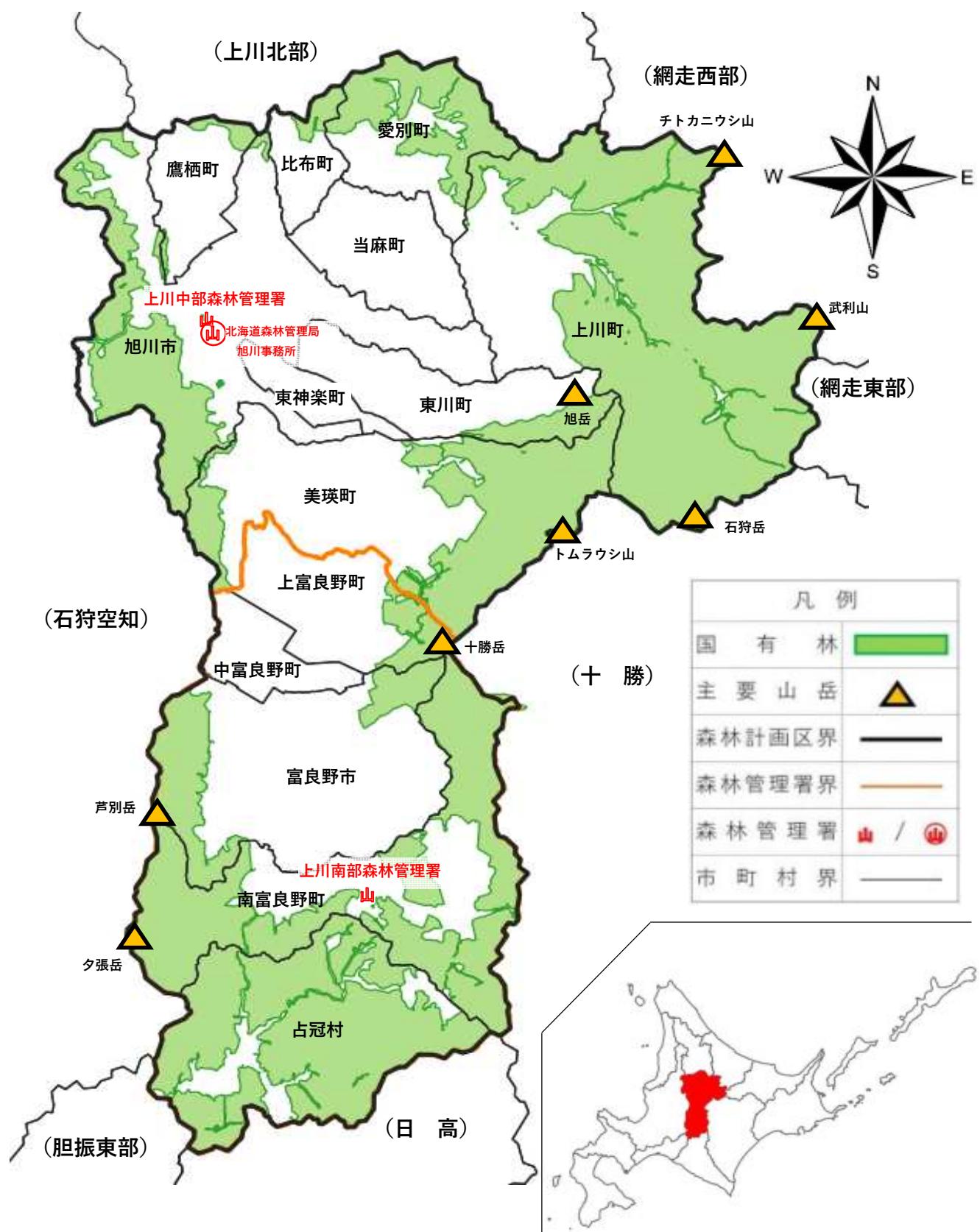
(上川南部森林計画区)

計画期間 自 令和 6年 4月 1日
至 令和 6年 3月 31日

樹立年月日：令和 5年 12月 25日

北海道森林管理局

上川南部森林計画区の位置図



は　し　が　き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、上川南部森林計画区に係る国有林について、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況 -----	1
(1) 位置	
(2) 自然的背景	
(3) 社会経済的背景	
(4) 森林・林業・木材産業の概況	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	2
(1) 伐採立木材積	
(2) 人工造林・天然更新別面積	
(3) 間伐面積	
(4) 林道の開設又は拡張の数量	
(5) 保安林の整備	
(6) 治山事業	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 -----	4

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	5
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項 -----	9
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） -----	9
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項 -----	12
(1) 人工造林に関する事項	
(2) 天然更新に関する事項	
(3) その他必要な事項	

3 間伐及び保育に関する事項	-----	1 4
(1) 間伐の標準的な方法		
(2) 保育の標準的な方法		
(3) その他必要な事項		
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	-----	1 7
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法		
(2) その他必要な事項		
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	-----	1 9
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方		
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方		
(3) 林産物の搬出方法等		
(4) その他必要な事項		
6 森林施業の合理化に関する事項	-----	2 0
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針		
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針		
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針		
(4) その他必要な事項		

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項	-----	2 1
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区		
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法		
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項		
(4) その他必要な事項		
2 保安施設に関する事項	-----	2 1
(1) 保安林の整備に関する事項		
(2) 保安施設地区の指定に関する事項		
(3) 治山事業の実施に関する事項		
(4) その他必要な事項		
3 鳥獣害の防止に関する事項	-----	2 2
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法		
4 森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項	-----	2 3
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針		

- (2) 鳥獣による森林被害対策の方針
- (3) 林野火災の予防の方針
- (4) その他必要な事項

第5 計画量等

1 伐採立木材積	-----	2 4
2 間伐面積	-----	2 4
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	2 4
4 林道の開設又は拡張に関する計画	-----	2 4
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	-----	2 4
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等		
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等		
(3) 実施すべき治山事業の数量		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	-----	2 5
(1) 制限林の所在及び面積		
(2) 保安林の区域内の森林		
(3) 自然公園特別保護地域内における森林		
(4) 史跡名勝天然記念物における森林		
(5) 鳥獣保護区域内における森林		
(6) その他制限林		
(7) その他		
2 その他必要な事項	-----	2 8
(1) 民有林と国有林が一体となった森林づくり		
(2) 森林環境教育の推進		
(3) 開かれた国有林野事業の展開		
(4) 濁水防止への配慮		
(5) アイヌ文化振興への貢献		

III 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	-----	1
別表2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	---	6
別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林 及びその搬出方法	---	7
別表4 鳥獣害防止森林区域	-----	8
別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	-----	1 0
別表6 治山事業の数量	-----	1 2
別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	-----	1 3

IV 林道開設計画図

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

北海道のほぼ中央部に位置し、上川総合振興局管内の南部区域で構成される。北部は上川北部森林計画区に接し、東部から南東部にかけては網走西部森林計画区、網走東部森林計画区及び十勝森林計画区に接し、南部は日高森林計画区、南西部から西部にかけては胆振東部森林計画区及び石狩空知森林計画区に接している。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、中央北部に上川盆地、中央南部に富良野盆地が広がり、東部は北見山地に端を発し、大雪山系や十勝岳連峰を擁する石狩山地が連なる。西部は夕張山地の山々がそびえている。

河川では、大雪山系の石狩岳(1,967m)を源とし、大小の河川が合流して石狩川を形成しながら上川盆地のほぼ中央部を西流している。また、同じく大雪山系を源流とする忠別川、十勝岳連峰を源とする美瑛川、空知川等の支川が石狩川に合流し、石狩湾で日本海に注ぐ。

イ 地質及び土壤

(ア) 地質 十勝岳山麓部、富良野盆地東部の丘陵部を中心に溶結凝灰岩、安山岩、大雪山系の地域では先白亜紀の日高累層群を基盤とし、これに第三紀末から洪積世にかけて噴出した各種溶岩で被覆されている。夕張山地の地域では、白亜紀層、ジュラ紀以降の変成岩、蛇紋岩等、日高山地では花崗岩、片麻岩で構成されている。

(イ) 土壤 褐色森林土が広く分布。一部の段丘等では、埴質土で理学性の不良な土壤。

ウ 気候

大雪山系、十勝岳連峰、夕張山地等に囲まれ海岸と遮断されていることから昼夜、夏冬の気温の差が著しい内陸性気候を呈している。

年平均気温は約7°C、年平均降水量は約1,250mm、最深積雪は約140cmである。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

2市11町1村（国有林は2市9町1村に所在）

イ 人口

約420千人（令和2年国勢調査）

ウ 産業

(ア) 農業 農業を基幹産業とし、北部では稲作や小麦等の畑作を中心に、南部では畑作や畜産などが行われている。

(イ) 工業 旭川市を中心に製材、木工家具など木材産業が発達。製紙、木材、木製品製造業などが中心となっている。旭川家具が有名。

(ウ) 観光業 「大雪山国立公園」「富良野・芦別道立自然公園」を有し、旭岳や黒岳などの登山、美しい丘陵が望む。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

(ア) 森林面積 計画区 421 千 ha (計画区土地面積の約 75%)
国有林 272 千 ha (計画区森林面積の約 65%)

(イ) 森林蓄積 計画区 69,922 千 m³
国有林 39,310 千 m³
(国有林の ha 当たり蓄積 145 m³ (全道平均 154 m³))

(ウ) 人工林率 計画区 26% (全道平均 27%)
国有林 19%

注) (ア) ~ (ウ) は令和3年度北海道林業統計による。

イ 産業別就業人口総数における林業の状況

本計画区の就業者総数は 192,457 人、このうち第1次産業が 13,425 人で 7 %、

第2次産業が 29,971 人で 16%、第3次産業が 145,051 人で 75% となっている。

第1次産業の内訳は農業が 12,728 人、林業が 669 人である。

就業人口に占める第1次産業就業率は、全道平均の 7 %に対し、ほぼ同等である。また、第1次産業に占める林業の就業人口は、全道平均の 4 %に対し、5 % と僅かに高くなっている。

注) 産業別就業人口総数には、分類不能の人数を含む。

注) 令和2年国勢調査結果 (総務省統計局)

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、台風等の影響があったものの、主伐及び間伐ともにおおむね計画どおり実行した。

人工造林面積については、主伐実施箇所に加えて、風倒被害が発生した箇所の更新も合わせて実施したことから、実行数量は大きく増加した。天然更新面積については、天然林内の無立木地を発見し、更新が必要と判断したことによる計画外の更新作業を行ったため、実行数量が大きく増加した。

間伐面積については、おおむね計画どおりに実行した。

林道の開設又は拡張の数量については、利用区域内の事業実行の時期や平成 28 年度の台風等による被害状況を踏まえ、優先度の高いものから実行した結果、開設・拡張ともに計画量より減少した。

保安林の整備については、社会情勢の影響により保健利用の状況が変化したことや、土地の管理状況が変化したことから指定及び解除の理由が消滅し、計画量に対して大幅に減となった。

治山事業では、渓間工及び山腹工では、優先度の高い箇所より実施したため計画数量を下回った。本数調整伐については、対象箇所の現地状況と各治山事業の優先度を踏まえ実施した結果、計画量より減少した。

(1) 伐採立木材積

単位 材積 : 千m³

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	203	351	554	186	334	520	92%	95%	94%
針葉樹	142	258	400	136	247	382	96%	96%	96%
広葉樹	61	93	154	50	88	138	82%	95%	90%

注1) 四捨五入の関係で、総数は必ずしも一致しない。(以下の表についても同じ。)

注2) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積 : ha

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
695	991	143%	611	852	139%	84	139	165%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(3) 間伐面積

単位 面積 : ha

計画		実行		実行歩合	
6,085		5,396		89%	

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 距離 : km

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	49	31	62%	37	13	35%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(5) 保安林の整備

単位 面積 : ha

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	303	29	9%	111	8	8%
水源かん養	-	-	-	59	8	14%
土砂流出防備	29	29	100%	-	-	-
保健	274	0	0%	52	1	2%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(6) 治山事業

主な工種	計画	実行	実行歩合
溪間工(箇所)	56	30	50%
山腹工(箇所)	8	3	38%
植栽工(ha)	-	-	-
本数調整伐(ha)	280	3	1%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造造成すべき段階にある。

一方で近年、気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることから、林地保全に配慮した森林づくりが求められている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。

本計画では、このような考え方方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。

計画の策定に当たっては、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、各機能に応じた計画事項を明らかにし、森林づくりに取り組むこととする。

この計画に即し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積		単位 面積 : ha	
区分	面 積	備 考	
市町別内訳	総 数	271, 693. 91	官行造林95. 46haを含む。
	旭 川 市	23, 393. 64	
	富 良 野 市	14, 213. 04	
	鷹 栖 町	1, 365. 44	
	当 麻 町	41. 19	官行造林41. 19haを含む。
	比 布 町	1, 593. 68	
	愛 別 町	13, 936. 69	
	上 川 町	81, 626. 36	
	東 川 町	4, 251. 30	
	美 瑛 町	32, 246. 98	
	上 富 良 野 町	4, 178. 69	
	南 富 良 野 町	47, 221. 57	官行造林54. 27haを含む。
	占 冠 村	47, 625. 33	

注1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。

注2) 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、上川中部森林管理署及び上川南部森林管理署に備え置く。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

上記の「計画樹立に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を把握した上で、多様な森林の計画的な整備及び保全を推進する。具体的には、自然条件等に応じ、天然力を活用した施業を主体として育成複層林へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。その整備にあっては、人為による育成と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む森林への計画的な整備を推進していく。また、育成单層林については、適切な間伐等の施業や適確な更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地になることをいう。以下同じ。）の確保により、健全な森林の育成に努める。天然生林については、適確な管理・保全等を行い、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

さらに、地質の脆弱な火山性地形の分布などの特性に応じた治山施設の整備を推進する。

なお、機能ごとの森林整備及び保全の目標を以下に定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸
—上川南部 地域別5—

透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、流域を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、社会情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、流域治水とも連動した国土強靭化対策を推進する。加えて、衛星画像等のリモートセンシングの利用を推進する。あわせて、エゾシカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林G I Sの効果的な活用を図る。

森林の有する各機能を踏まえ、それぞれの機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積 : ha

区分	現況	計画期末
面積	育成単層林	50,171
	育成複層林	44,099
	天然生林	145,622
森林蓄積(m ³ /ha)	178	192

注) 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林：森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

2 その他必要な事項

(1) 取水施設の上流域等の保全

取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所の伐採については、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壤が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、渓流沿いについては、渓流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上（水辺からおおむね片側25m以上）の保護樹帯を設置する。

(2) 希少な野生生物が生息する森林の取扱い

ア クマゲラ、クマタカ・オオタカ、シマフクロウ

希少な野生鳥類の生息する森林の取扱いについては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）や別途定める各種生息森林の取扱方針に基づき、生息環境の整備、保全に努める。

イ その他の希少な野生生物

このほかの希少な野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省及び北海道のレッドデータブックに掲載されている種など）についても、その生育・生息の把握に努める。その生育・生息が確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得つつ、その保護に配慮した施業に努める。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

また、施業の実施に当たっては、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。加えて、森林の多面的機能を持続的に發揮させるため、人工林においては、林内に生育している天然木の配置状況等森林の現況を考慮し、様々な林種・樹種・林齡からなる森林へ誘導・維持する整備を推進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、標準伐期齢に達しているものを対象とし、更新を伴うものとする。

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配

慮して行い、伐採跡地が連続する事がないよう、伐採跡地間には、周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。その際、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ目標林型に応じた適切な伐採及び更新の方法を定めて実施する。特に天然更新を活用する場合には、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

また、林業機械の走行等に必要な搬出路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、林地の保全や生物多様性等に配慮するとともに「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行う。

なお、^{かん}水源涵養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、森林の諸機能の維持、生物多様性の保全等のため、必要がある場合には、保護樹帯を設置する。

ア 皆伐

皆伐は、林地生産力が高く、傾斜が緩やかで林道からの距離が近いなど引き続き効率的な施業が可能な箇所で実施する。その際には、公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。皆伐については、標準伐期齢におおむね10年を加えた林齢に達しているものを対象とする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

複層伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

（2）立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	" 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

(3) その他必要な事項

ア 伐採箇所の選定や事業の実施に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮して行うものとし、流木の発生及び土砂の流出に起因する被害を最小化するべく、必要な措置を講ずる。

イ クマゲラ、クマタカ・オオタカ、シマフクロウ等生息森林に対する伐採の取扱い

(ア) クマゲラ

営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、おおむね半径 50m以内を「営巣木保護区域」、おおむね半径 500m以内を「緩衝区域」として設定する。

営巣木保護区域では、間伐及び弱度の択伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は立ち入りを控え、騒音の発生を防止する。緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積 5ha 以下として、更新後の平均樹高が 10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

（具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針」（平成 18 年 6 月 29 日付け 18 北計第 27 号）による。）

(イ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径 500m程度、オオタカについては半径 250m程度の「営巣中心域」を設定する。

また、クマタカ・オオタカともに、営巣木から半径 2 km程度の「高利用域」を設定する。

営巣木から半径 50m程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣期には営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期（クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月）に行い、皆伐が必要な場合は 1ha 以下として、更新後の平均樹高が 10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内の人工林において皆伐を行う場

合には、面積を5ha以下にするとともに、分散配置に努める。

（具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針について」（平成30年1月23日付け29北計第76号）による。）

（ウ）シマフクロウ

繁殖活動が旺盛なつがいが確実に営巣している区域及び行動が確認された区域を「シマフクロウの生息を保護する区域」として設定し、特に営巣木と繁殖期の主要な採餌場所を含む周辺一帯の区域を「営巣木保護区域」とする。

「シマフクロウの生息を保護する区域」においては、営巣木及び大径樹洞木（営巣候補木）の保残に努めるとともに、繁殖期間（1～6月）内は、原則として施業を実施しない。

また、繁殖期間以外の期間に行う施業において、人工林については、シマフクロウの生息環境の保全に資するため、間伐を適切に実施し林分の健全化に努めるとともに、必要に応じ移動空間確保のための密度調整を行う。天然林においては、営巣木保護区域内において、風害等による被害木の伐採等の森林の維持管理のために行う伐採を除き、原則伐採は行わない。

なお、施業の実施に当たっては、シマフクロウの餌となる魚類、両生類等の生息環境に影響を及ぼさないよう努める。

（具体的な取扱いは、「シマフクロウ生息地保護林等の森林施業について」（令和2年3月25日付け元北計第110号）による。）

（エ）その他の希少な野生生物

第2の2の（2）のイにおける森林と同様の取扱いとする。その生育・生息が確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得つつ、その保護に配慮した施業に努める。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新による。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工造林による。

（1）人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、郷土樹種も考慮に入れて、気象、地形、土壤等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定す

る。

また、育成複層林施業を行う林分については、自然条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象及び気象害の発生状況その他の自然条件及び既往の造林地の成績等を勘案する。また、天然力を積極的に活用するとともに、エリートツリー等の成長の優れた樹木の導入やコンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入も推進しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

(ア) 地拵え

地拵えの方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況や大型機械の有効活用等も検討のうえ、現地に適合した方法を採用する。

(イ) 植付け

植付けは、極力乾燥を避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

(ウ) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、過去の森林被害、周囲の人工林の生育状況、施業体系、地位等を勘案しつつ、法令等の制限を遵守する中で、将来的な成林を前提として可能な限り低密度とする。

検討に当たっては、多様な森林への誘導及び造林作業の効率的で低成本な森林整備の推進等の観点から、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等、並びに機械地拵えや高性能林業機械等の仕様に応じて次表を目安に検討する。

なお、保安林の指定施業要件の植栽指定のある場合は、その制限を遵守する。

樹種	植栽本数(本数/ha)
トドマツ	1,500～2,500
アカエゾマツ、エゾマツ	1,500～2,500
カラマツ、グイマツ	1,500～2,500
その他針葉樹	1,500～3,000
クロマツ(海岸林)	10,000
広葉樹	2,000～4,000

注)複層林施業については、上記の本数を目安としつつ、上木の樹冠下を避けた範囲を植栽区域とする。

(エ) その他人工造林の標準的な方法

諸種の原因により枯損が発生し、将来の成林に支障がある場合は、その枯損原因を究明の上、速やかに補植を行う。なお、人工下種は、自然条件等により天然更新が期待できない箇所で、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

適地適木を基本とし、自然条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、現地の状況に応じて地表処理等の更新補助作業も検討し、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

また、更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、人為により更新を図る。

(ア) 剖出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため剖払い等を実施する。

(イ) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度天然更新補助作業を行うなど確実に更新を図る。

(ウ) 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

また、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

なお、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(3) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、剖払いの方向や枝条等の置き場に十分留意する。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうつ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ閉するよう行う。

実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。

特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

なお、森林の状況に応じて、施業の省力化・効率化を図る。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹 種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7齢級 (31~35年)	9齢級 (41~45年)	11齢級 (51~55年)	初回、2回目は原則列状間伐とし、3回目以降は単木・列状のいずれか（併用も含む）を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8齢級 (36~40年)	11齢級 (51~55年)	14齢級 (66~70年)		
カラマツ、グイマツ	4齢級 (16~20年)	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)		
その他針葉樹	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)	10齢級 (46~50年)		
広葉樹	6齢級 (26~30年)	9齢級 (41~45年)	—		

注1) 低密度植栽を行った場合や気象害などにより林分の閉鎖時期が遅れた場合には、間伐の時期を遅らせる等、柔軟な判断を行うこととする。

注2) 列状間伐には残存列内の単木間伐を含むものとする。

注3) 初回、2回目は原則列状間伐とするが、列状間伐によることが不適当と認められる林分や列状間伐によらなくても効率的に作業が実施できる林分等については、一部またはすべてで単木間伐を行うこともある。

(2) 保育の標準的な方法

ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐及び鳥獣害防止対策等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、更新の完了後、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、局地的な気象条件、目的樹種の成長を阻害する草本植物等の繁茂の状況、地形、植栽方法等を勘案し、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行う。

なお、目的樹種には、植栽木のみならず、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、公益的機能の発揮及び利用上有用な天然更新木も含める。

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりとする。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	カラマツ	◀			▶												
	トドマツ																
	エゾマツ	◀			▶												
	アカエゾマツ																
つ・る切・除伐	カラマツ						◀							▶			
	トドマツ																
	エゾマツ									◀							▶
	アカエゾマツ																

表中の↔は標準的な実施年の範囲を示している。

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

注2) 下刈については、地拵方法の違いによる植生の回復状況や植栽樹種の特性を踏まえるなど可能な限り回数の削減をする。

注3) つる切・除伐の実施回数については、通常1回とし、現地の状況により必要と判断される場合にのみ実施する。

ウ 保育の作業方法

(ア) 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、成林に支障がないと判断された時期とする。

(イ) つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

(ウ) 除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。

また、目的樹種以外であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。

なお、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

(エ) 除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が現に過密となっている林分、又は第1回目までの間伐までに調整を行わないと過密となることが予想される林分を対象に、目的樹種間の競争緩和を目的に実施する。

伐採木は、成長不良木、形質不良木等を対象とする。

(オ) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的な対策を行う。

(3) その他必要な事項

ア 森林の有する公益的機能を高度に發揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、森林作業道等の路網整備を進めるとともに、ハーベスター等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

エ 路網の有無にかかわらず、林分のうつ閉を理由に、下層植生の減退等により、
水源の涵養機能の低下を招くおそれがある森林については、間伐や除伐を実施する。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義

を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、伐期の延長とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林における自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業を推進する。

(2) その他必要な事項

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、公益的機能別施業森林の区域の別を問わず、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、その生態系の維持保存に特に配慮した適切な施業に努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行

を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

さらに、森林共同施業団地においては民有林林道等との連結など、効率的な路網の整備に配慮する。

○ 基幹路網の現状

単位 延長 : km

区分	路線数	延長
基幹路網	310	1,102
うち林業専用道	32	79

注) 「基幹路網」は林道及び林業専用道が該当する。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度を基準に路網を整備する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 m / ha

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地(0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15° ~ 30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30° ~ 35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	15以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

注) <>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壤等の条件に応じた適切な方法により行う。

(具体的な取扱いは「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)による。)

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

〈指定の基準〉

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壤等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障が生ずる林分とする。

(4) その他必要な事項

- ア 林道等の開設に当たっては、林道規程等に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

- イ 林道工事におけるクマゲラ、クマタカ・オオタカ、シマフクロウ等生息森林の取扱い
林道工事の実施に当たっては、1の(3)のイにおける森林施業と同様の取扱いとする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導により長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体の育成を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資する。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備や木材生産の効率化を図るため、高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域における木材の需給や森林資源の保続状況等も踏まえて、安定的に供給し得る体制の整備を推進していく。また、流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(4) その他必要な事項

木質バイオマスの有効活用、国有林の有するフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成及び林業技術の開発・普及に率先して取り組むほか、地方公共団体等との間の森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定等の取組の推進による民有林との連携強化により、流域における林業の成長産業化の実現に向けて国有林の役割を継続的に果たしていく。

また、民有林において導入された森林経営管理制度に関し、担い手となる市町村への森林技術情報の提供等の支援を行うとともに、対象森林の経営管理の再委託先となる意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組む。なお、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、意欲と能力のある林業経営者に委託

するように配慮する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
別表2のとおり。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

別表3のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。特に、森林作業道等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、渓流沿いの森林作業道等の設置は、極力避ける。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工などを必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壤緊縛力を強化するため、育成複層林へ導くための施業等を推進することとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、公衆の保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

(2) 保安施設地区の指定に関する事項

保安施設地区については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養^{かん}、災害の防備等の目的を達成するため森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う必要がある森林又は土地について指定する。

(3) 治山事業の実施に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るために、事前防災・減災の考え方を立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

また、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれがあり、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、総合的な流木対策を推進する。

(4) その他必要な事項

ア 治山工事におけるクマゲラ、クマタカ・オオタカ、シマフクロウ等生息森林の取扱い

治山工事の実施に当たっては、第3の1の(3)のイにおける森林施業と同様の取扱いとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

対象鳥獣に定められたエゾシカの鳥獣害防止森林区域については、別表4のとおり定める。

イ エゾシカ被害の防止の方法

森林の確実な更新、造林木の育成及び近年急増している農林業被害の防止を目的として、以下の対策を効果的に推進する。

(ア) 影響調査や自動撮影カメラの設置等のモニタリングにより生息状況の把握や被害の早期発見に努める。

また、試験研究機関等との連携及び学識者の意見を踏まえつつ、発生原因の究明及び早期防除に努め、エゾシカ捕獲事業等にも積極的に取り組む。

(イ) 北海道が策定する「北海道エゾシカ管理計画」に基づき個体数調整に協力するとともに、市町村が策定する被害防止対策及びその協議会への参画等を通じて、関係機関と連携を図る。

(ウ) 狩猟期間内における各種事業と狩猟との調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、効果的な被害の軽減に向けて取り組む。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

3(1)アにおける対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生していることから、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施する。また、春先の乾燥時期には巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

(4) その他必要な事項

利用者が多く見込まれる地域にあっては、現地の実態に即し森林の巡視を適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止並びに森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行う。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。特に、高山植物等の希少種の保護については、これら優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、上記の取組に加え、立入防止対策や移入種の排除のための取組について、ボランティア団体等とも連携して積極的に進める。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積 : 千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,313	943	370	381	271	109	933	671	261
うち前半5年分	628	453	175	182	133	49	446	320	126

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総数	18,600
うち前半5年分	8,951

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,293	934
うち前半5年分	724	94

4 林道の開設又は拡張に関する計画

別表5に示すとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面 積	備 考	
		うち前半5年分	
保安林総数(実面積)	257,618	257,618	
水源涵養のための保安林	248,199	248,199	
災害防備のための保安林	8,531	8,531	
保健、風致の保存のための保安林	11,718	11,718	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定 /解除	種類	森林の所在		面 積	指定又は解除を必要とする理由	単位 面積 : ha
		市町村	区域			
解除	水源かん養	占冠村	1265	0.51	0.51	道道占冠穗別線の法面工事のため

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。
- (3) 実施すべき治山事業の数量
別表6に示すとおり。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

- (1) 制限林の所在及び面積
別表7に示すとおり。

(2) 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林において定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

ア 主伐の方法

(ア) 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 伐採方法は、以下の3区分とする。

① 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）

② 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの）

③ 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

- (イ) 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
- (ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させるものとする。
- (エ) 抜伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に抜伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- (オ) 抜伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の抜伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。)

ウ 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

エ 植栽の方法、期間及び樹種

- (ア) 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽する。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して原則2年以内に行う。
- (ウ) 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽する。

(3) 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種 特別地域	<p>ア 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>イ 単木択伐法は、次の規定により行う。 (ア) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (イ) 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。</p>
第二種 特別地域	<p>ア 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>イ 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>エ 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。</p> <p>オ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。</p> <p>キ 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (ア) 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (イ) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第三種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

(4) 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

(5) 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け38林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
鳥 獣 保 護 区 特 别 保 護 地 区	<p>ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。</p> <p>イ 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。</p> <p>ウ その他の森林にあっては伐採種を定めない。</p> <p>エ 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。</p> <p>オ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。</p>

(6) その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

(7) その他

これら制限林が重複した場合の施業方法は、いずれの制限も遵守する。

2 その他必要な事項

(1) 民有林と国有林が一体となった森林づくり

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林資源の循環利用の推進による地域産業の活性化や雇用の創出、森林整備・保全の推進による公益的機能の持続的な発揮に向けた取組を実施する。

(2) 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用についての国

民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するほか、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」を進めるなど、森林環境教育を推進し、森林・林業に関する普及・啓発に努める。

これら森林環境教育の推進に当たっては、木材の利用は森林を育てることにつながり、地球温暖化対策に寄与することについても、理解の促進に努める。

(3) 開かれた国有林野事業の展開

森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報は適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指す。

(4) 濁水防止への配慮

水生生物の生息・生育環境の保全のために、森林施業や土木工事等を実施する場合は、濁水の河川への流出防止に十分配慮する。

(5) アイヌ文化振興への貢献

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号)に基づき、アイヌ文化振興に資する取組みを、地域との連携を図りつつ推進する。

III 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

区分		森林の区域	面積	施業方法
総数			271,693.91	
市町村別内訳	旭川市	計画対象森林の全てに適用する。なお、計画対象森林の配置は、巻頭の位置図のとおり。	23,393.64	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(ア)のとおり。
	富良野市		14,213.04	
	鷹栖町		1,365.44	
	当麻町		41.19	
	比布町		1,593.68	
	愛別町		13,936.69	
	上川町		81,626.36	
	東川町		4,251.30	
	美瑛町		32,246.98	
	上富良野町		4,178.69	
	南富良野町		47,221.57	
	占冠村		47,625.33	

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分		森林の区域	面積	単位 面積 : ha 施業方法
総数			64,035.68	
市町村別内訳	旭川市	108~110, 117~119, 123, 124, 126, 130, 133, 134, 139, 205, 207~210, 213~ 215, 227, 228, 230, 231, 235, 236, 245, 250, 253, 255~257, 259~265, 267~ 302, 304, 305, 309~312	9,070.10	
	富良野市	319, 320, 324, 325, 327~331, 333~336, 343~350, 352~ 354, 359, 362, 363, 366, 368~376, 378~383, 388, 390~395, 401, 402	4,567.90	
	鷹栖町	141, 142, 146~148	782.41	
	比布町	2, 3, 5~7	630.29	
	愛別町	9~11, 13, 15, 16, 20~22, 26, 27, 29, 30, 32~34, 36~42, 44, 47~52, 58, 61~63, 65, 66	4,928.71	
	上川町	2001~2011, 2014~2022, 2024~ 2032, 2034, 2035, 2040~ 2063, 2068, 2075, 2077, 2078, 2080~2089, 2092, 2093, 2101, 2106~2108, 2110~2113, 2115, 2116, 2123~2125, 2128, 2130, 2133~2135, 2140, 2141, 2143, 2145~2158, 2160~ 2165, 2167~2170, 2172~ 2180, 2182~2184, 2186~ 2188, 2218~2239, 2249, 2250, 2272, 2277~2279, 2281~ 2284, 2287, 2290~2299, 2309, 2310, 2313	22,277.71	※ II-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。
	東川町	313, 316, 317, 319, 321, 326	189.32	
	美瑛町	205, 335, 336, 351~355, 360, 1001~1008, 1010~1013, 1015~1025, 1027, 1031, 1033~1037, 1039, 1040, 1046, 1047, 1050~1053, 1062~1070	6,422.46	
	上富良野町	421~423, 429, 431, 432	229.04	

区分	森林の区域	面 積	施業方法	
市 町 村 別 内 訳	南富良野町	30~35, 45~48, 111~114, 125, 1001~1004, 1010, 1012~1014, 1016, 1017, 1031, 1036, 1037, 1042, 1060, 1061, 1065, 1067~1069, 1074~1080, 1082	3, 982. 30	※ II-第3-4-(1)-イ- (イ) のとおり。
	占冠村	201, 226, 1101~1105, 1110, 1111, 1114, 1117~1121, 1123, 1126~1128, 1130, 1131, 1134, 1135, 1139, 1146, 1201~1203, 1210~1214, 1223~1225, 1228~1230, 1232, 1234~1245, 1251, 1253~1255, 1257, 1259, 1261, 1266	10, 955. 44	

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha			
区分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		28. 16	
別市 内町 訳村	旭川市	0. 13	※ II-第3-4-(1)-イ- (イ) のとおり。
	上川町	28. 03	

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分		森林の区域	面積	施業方法
総数			102,140.50	
市町村別内訳	旭川市	106~109, 111~113, 115~120, 122~129, 132~134, 138, 139, 206~211, 266, 268, 271~273, 276, 277, 284~294, 304~312, 363	5,145.92	
	富良野市	319~324, 328, 333, 336~347, 352, 353, 360~362, 367~373, 375, 376, 379, 401~414	6,746.13	
	鷹栖町	141, 142	35.66	
	比布町	7	10.51	
	愛別町	14, 16, 18, 19, 22, 40, 41, 44, 46~48, 50~52, 55, 56, 62, 66	811.90	
	上川町	2011, 2012, 2015, 2016, 2018, 2019, 2031~2034, 2037, 2038, 2042~2045, 2048~2054, 2059, 2062, 2065, 2071, 2072, 2078~2080, 2082, 2087~2091, 2108~2111, 2117~2124, 2155, 2157~2159, 2161~2167, 2170, 2171, 2173, 2175, 2181~2183, 2192, 2201~2218, 2221, 2224~2229, 2231~2235, 2238~2240, 2245~2248, 2251~2258, 2260~2264, 2266, 2273, 2275~2285, 2287~2294, 2296~2298, 2300~2308, 2310~2331, 2333~2340	38,608.71	※ II-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。
	東川町	313~330	4,193.40	
	美瑛町	206, 331~355, 361, 1008, 1012, 1018, 1026, 1031~1035, 1037, 1038, 1050, 1053, 1056, 1057, 1059~1075	20,921.75	
	上富良野町	415~427, 430~434	2,858.02	
	南富良野町	10~18, 23, 25~27, 29~35, 39~41, 43, 44, 49, 50, 52~63, 101~110, 114~116, 118, 120~123, 132~150, 155, 157~160, 223, 1001, 1019~1030, 1037~1049, 1054, 1055, 1059, 1068, 1082~1084, 1089, 1090	18,845.40	
	占冠村	201~210, 212~214, 217, 218, 220~223, 231, 237, 238, 240, 242, 243, 246, 248~250, 252, 1106, 1108, 1109, 1112, 1113, 1118, 1123, 1133~1135, 1138, 1201, 1202, 1204~1208, 1210, 1225, 1234~1240, 1242, 1243, 1247, 1249, 1250, 1252, 1259, 1262~1266, 1269, 1270	3,963.10	※ II-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。

別表2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積 : ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
総 数		257, 547. 03		
旭川市	106~136, 139, 140, 149~151, 205~302, 304~312	22, 869. 59		水かん, 土流, 土崩
富良野市	319~331, 333~350, 352~354, 358~376, 379, 383~386, 390, 393, 395, 401~414, 378, 381, 382, 388	12, 257. 85		水かん, 土流, 土崩, その他
鷹栖町	141, 142, 144~149	1, 342. 08		水かん, 土流, 土崩, その他
当麻町	1	41. 19		水かん, 土流, 土崩, その他
比布町	1~7	1, 593. 66		水かん, 土流, 土崩, その他
愛別町	8~59, 61~66	13, 923. 98		水かん, 土流, 土崩, その他
上川町	2001~2192, 2201~2331, 2333~2340	81, 523. 96	地形、地質、土壤等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないように特に林地保全に留意する。	水かん, 土流, 土崩, その他
東川町	313~330	4, 356. 08		水かん, 土流, 土崩, その他
美瑛町	201~206, 331~361, 1001~1057, 1059~1075	32, 312. 03		水かん, 土流, 土崩, その他
上富良野町	415~434	4, 322. 02		水かん, 土流, 土崩, その他
南富良野町	18, 19, 22~63, 101~114, 124~160, 223, 1001~1004, 1008~1065, 1067~1090, 1~3	42, 298. 35		水かん, 土流, 土崩, その他
占冠村	202~209, 212~220, 222~226, 229, 233~243, 1101~1134, 1138, 1141~1146, 1201, 1203~1238, 1240~1270	40, 706. 24		水かん, 土流, 土崩, その他

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「その他」は砂防指定地である。

注2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

区分		森林の所在	面 積	搬出方法
総 数			1,863.65	
市 町 村 別 内 訳	旭川市	205, 207, 296	43.00	搬出する場合は、原則として架線集材によることとする。
	富良野市	320, 330, 334, 343, 344, 370, 375, 376, 380～382, 388, 402	274.69	
	上川町	2018～2021, 2046, 2047, 2049, 2060, 2078, 2089, 2145, 2148, 2149, 2160, 2162, 2163, 2166, 2171, 2206, 2220, 2224～2226, 2229, 2230, 2232, 2234, 2235, 2237, 2249, 2272, 2277～2279, 2281, 2283, 2284, 2295, 2315, 2339, 2340	976.51	
	東川町	313, 321, 326	10.73	
	美瑛町	351, 352, 1020, 1037	84.74	
	上富良野町	421, 423	7.62	
	南富良野町	112, 1003, 1037, 1060	89.44	
	占冠村	1104, 1135, 1210, 1223, 1228, 1229, 1237, 1259, 1266	376.92	

注) 面積は対象小班を集計したものである。

別表4 鳥獣害防止森林区域

区分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総数				130,406.05
市町村別内訳	旭川市	エゾシカ	106~112, 114, 115, 120~134, 140, 149, 150, 205~240, 244~276, 278~280, 284, 287, 289, 291~294, 298~302, 304~312, 362	20,032.31
	富良野市		323~331, 334~350, 352~354, 358~368, 378, 382~395, 401~404, 408~413	9,452.48
	鷹栖町		142, 144~149	1,278.27
	比布町		1, 3, 5~7	1,217.54
	愛別町		8~11, 13~24, 26~36, 38~47, 55, 56, 58, 59, 62~66	11,040.76
	上川町		2001~2008, 2014~2022, 2025~2033, 2038, 2055~2060, 2063, 2064, 2091, 2097, 2101, 2102, 2108, 2114, 2115, 2125, 2126, 2129, 2131~2134, 2139, 2141, 2142, 2145, 2235, 2238, 2240, 2251~2253, 2256~2262, 2268~2277, 2279, 2284	14,950.81
	美瑛町		201~206, 359, 360, 1007~1022, 1050, 1051, 1053, 1054, 1056, 1075	8,824.95
	上富良野町		419~427, 430~434	3,259.69
	南富良野町		2~5, 7, 19, 22, 24, 29~31, 33, 35, 51, 53~61, 63, 101~103, 105, 122~135, 137~142, 144~151, 153~160, 223, 1001, 1012~1019, 1031~1037, 1042, 1043, 1049~1064, 1069~1072, 1077, 1078, 1080~1090	23,926.36
	占冠村		201, 223~225, 232, 234~236, 239~250, 252~254, 1103~1113, 1115~1118, 1120~1146, 1201~1205, 1207, 1208, 1210, 1211, 1214~1256, 1258~1262, 1264, 1265, 1267, 1268	36,422.88

注) 森林の区域は林班により表示するものとする。

別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : km、面積 : ha

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
自動車道 (基幹)	林業専用道	富良野市	7線沢	1.2	262		1-1	
		小計	1路線	1.2	262			
基幹 計			1路線	1.2	262			
自動車道 (管理)	林業専用道	旭川市	知遠別右線	1.5	200	○	2-2	
	林業専用道		雨紛右線	2.1	165	○	3-3	
	林業専用道		石灰右2号	2.2	198	○	3-4	
	林業専用道		盤水左1号	1.7	175	○	3-5	
	林業専用道		中園	0.8	253		4-6	
		小計	5路線	8.3	991			
	林業専用道	富良野市	鳩の峰	1.2	393	○	1-7	
	林業専用道		見晴沢	1.1	378	○	5-8	
	林業専用道		カツラの沢	2.0	442	○	5-9	
		小計	3路線	4.3	1,213			
	林業専用道	愛別町	協和パンケ左支線	3.7	356	○	6-13	
	林業専用道		冷泉左2号	4.0	668	○	7-14	
	林業専用道		宮の山	1.7	219	○	7-15	
	林業専用道		中八線	1.9	182	○	7-16	
	林業専用道		パンケ右1号	1.2	175		7-17	
		小計	5路線	12.5	1,600			
	林業専用道	上川町	熊居沢	3.5	413	○	8-18	
	林業専用道		奥熊の沢	1.5	151		8-19	
		小計	2路線	5.0	564			
	林業専用道	美瑛町	間ノ山	2.5	152	○	9-20	
	林業専用道		白金大曲	1.9	119	○	10-22	
	林業専用道		上宇莫別	2.0	132		9-21	
		小計	3路線	6.4	403			
	林業専用道	南富良野町	両国1号	2.8	453	○	11-23	
	林業専用道		内ノ沢	3.0	199	○	11-24	
	林業専用道		笹刈沢	2.2	107	○	11-25	
	林業専用道		迷沢	0.8	390	○	12-26	
	林業専用道		浅野	1.1	79		12-27	
	林業専用道		金森	1.2	127	○	5-10	
	林業専用道		好文山	2.8	324	○	5-11	
	林業専用道		どんぐり沢	3.8	530	○	12-28	
	林業専用道		農栄	1.7	171	○	5-12	
		小計	9路線	19.4	2,380			

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
自動車道 (管理)	林業専用道	占冠村	220林班	3.1	322	○	13-29	
	林業専用道		219林班	1.8	175	○	13-30	
		小計	2路線	4.9	497			
管理 計			29路線	60.8	7,648			
合 計			30路線	62.0	7,910			

注1) 四捨五入の関係から合計は必ずしも一致しない。

注2) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	上川町	真水沢	150	2	擁壁工、溝渠工
	小計	1路線	150	2	
	南富良野町	富士循環	150	5	擁壁工、溝渠工
		金の沢	16	1	橋梁工
		森田の沢	75	1	橋梁工
	小計	2路線	241	7	
	占冠村	双珠別	597	3	橋梁工、擁壁工、溝渠工
		左戸沢	32	2	橋梁工
		三点沢	100	1	溝渠工
	小計	3路線	729	6	
	基幹 計	6路線	1,120	15	
自動車道 (管理)	南富良野町	長の沢	2,950	1	擁壁工、溝渠工
		小計	1路線	2,950	1
	占冠村	ペンケシュール	110	3	擁壁工、溝渠工
		戸沢支流	16	1	橋梁工
		大滝の沢	30	1	擁壁工、溝渠工
		無名沢	30	1	擁壁工、溝渠工
	小計	4路線	186	6	
	管理 計	5路線	3,136	7	
	合 計	11路線	4,256	22	

別表6 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
旭川市	224	1	渓間工	
富良野市	367,368,375	2	渓間工	
上川町	2165,2202,2218,2246,2248,2249,2251, 2254,2255,2260～2262,2278,2290, 2293,2313,2315,2340	8	渓間工、山腹工	
美瑛町	1071,1072,1075	1	渓間工、本数調整 伐	
南富良野町	124,138,141～147,152～154,1074～ 1076	6	渓間工、山腹工	
占冠村	222,223,1114,1117,1120,1126,1127,1131, 1134,1203,1232,1248	12	渓間工、山腹工	
合 計		30		

別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区域		伐採方法	その他	
保安林	水源 かん養	旭川市	106~136, 139, 140, 149~151, 205~258, 260, 263~267, 278, 304~312	16, 798. 11			※保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。
		富良野市	319~331, 333~350, 352~354, 358~376, 379, 383~386, 401~414	12, 162. 44			
		鷹栖町	141, 142, 144~149	1, 341. 52			
		当麻町	1	41. 19			
		比布町	1~7	1, 592. 49			
		愛別町	8~59, 61~66	13, 923. 98			
		上川町	2001~2144, 2146~2149, 2154~2192, 2201~2331, 2333~2340	79, 955. 12			
		東川町	313~330	4, 171. 93			
		美瑛町	201~206, 331~361, 1001~1057, 1059~1075	32, 003. 58			
		上富良野町	415~434	4, 152. 19			
	占冠村	南富良野町	18, 19, 22~63, 101~114, 125~160, 223, 1001~1004, 1008~1065, 1067~1090, 1~3	42, 291. 81			
			202~209, 212~220, 223~226, 229, 233~243, 1101~1110, 1112~1134, 1138, 1141~1146, 1201, 1203~1222, 1225~1238, 1240~1270	39, 764. 40			
小計				248, 198. 76			
土砂流出 防備	旭川市	210, 213, 214, 230, 259~262, 267~302		6, 017. 57			
		富良野市	390, 393, 395	17. 46			
		上川町	2145, 2150~2153, 2160~2162, 2218	1, 478. 59			
	占冠村	美瑛町	1002	4. 88			
		南富良野町	124	6. 54			
			222, 1111, 1223, 1224	902. 48			
小計				8, 427. 52			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方	その他	
保安林	土砂崩壊防備	旭川市	301, 304, 305, 309~312	53. 90		※保安林の指定施業要件の範囲内とする。
		上川町	2056, 2060	49. 88		
		小計		103. 78		
	保健	旭川市	138~140, 271~273, 276, 277, 285, 286, 288, 289, 304~312	(1, 086. 30) 229. 84		
		鷹栖町	141, 142	(252. 45) 0. 04		
		上川町	2079, 2159, 2163, 2164, 2167, 2201, 2202, 2206, 2209, 2210, 2216, 2217, 2288~2290, 2293, 2294, 2314, 2316, 2320~2324, 2326, 2328, 2329, 2333~2340	(4, 497. 53) 3. 59		
		東川町	316, 319~321, 323, 326, 330	(658. 73) 38. 37		
		美瑛町	335, 336, 341, 342, 351~355, 1057, 1059, 1060, 1068~1073, 1075	(2, 020. 90) 131. 09		
		上富良野町	421, 423~426, 431~434	(1, 382. 78) 3. 48		
		南富良野町	101, 102, 105, 1083, 1084, 1089, 1090	(705. 03)		
		占冠村	1225, 1239	417. 39		
	小計			(10, 603. 72) 823. 80		
砂防指定地	風致	旭川市	138, 271~273, 276, 277, 284~289, 293, 294	(226. 57) 63. 65		掲伐、禁伐
		小計		(226. 57) 63. 65		
	計			(10, 830. 29) 257, 617. 51		
	富良野市	富良野市	346, 347, 350, 352, 353, 359, 362, 363, 366, 368~375, 378, 381~383, 388, 390, 401, 402	(35. 82) 42. 13		
		比布町	2	1. 17		
		上川町	2005, 2021, 2022, 2029, 2034, 2035, 2053~2055, 2084~2086, 2106, 2107, 2112, 2113, 2115, 2116, 2125, 2164, 2165, 2186, 2187	(39. 11) 1. 26		
		東川町	313, 316, 317, 319, 321, 326	(164. 88) 19. 27		
		美瑛町	335, 336, 341, 342, 351~355, 1022~1025, 1027, 1031, 1034, 1035, 1039, 1040	(258. 71) 44. 86		
		上富良野町	421~423, 431, 432	(168. 35) 1. 48		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方	その他	
砂防指定地	占冠村	1104, 1110, 1114, 1121, 1123, 1213	(34.99) 4.35			
計			(701.86) 114.52	択伐、禁伐		
特別保護地区	富良野市	404~409	(1,297.88)			大雪山国立公園 ※ II-第6-1-(3)の表のとおり。
	上川町	2120~2122, 2158, 2161, 2162, 2166, 2171, 2175, 2182, 2192, 2205~2210, 2216, 2217, 2284, 2285, 2298, 2303~2308, 2311, 2312, 2314, 2318, 2322, 2323, 2326, 2334~2340	(7,923.59) 3.61			
	東川町	321, 326, 330	(1,274.85)			
	美瑛町	332, 361, 1038, 1050, 1052, 1063, 1075	(10,045.22)			
	上富良野町	417~420, 422, 423, 425, 426, 434	(1,059.66) 0.22			
	南富良野町	44, 49, 50	(1,012.11)			
	小計		(22,613.31) 3.83			
国立公園	第一種特別地域	富良野市	403, 404, 407~414	(1,034.78)		大雪山国立公園 ※ II-第6-1-(3)の表のとおり。
		上川町	2121, 2122, 2155, 2157~2164, 2166, 2167, 2171, 2175, 2182, 2192, 2201, 2202, 2204, 2205, 2207, 2208, 2211~2215, 2218, 2221, 2224~2227, 2229, 2231~2235, 2238~2240, 2251, 2253~2255, 2260, 2279, 2283~2285, 2296, 2298, 2301, 2303~2308, 2311, 2312, 2314, 2318, 2322~2324, 2326, 2327, 2337~2340	(8,201.33) 31.64		
		東川町	316, 319, 321, 323, 325~329	(729.58)		
		美瑛町	331, 333~348, 351~355, 1038, 1050~1053, 1062~1069, 1071, 1072, 1075	(4,306.62)		
		上富良野町	415~423, 425, 426, 431~434	(1,175.83) 0.87		
		南富良野町	40, 43, 44, 49, 50, 52, 53	(1,424.96)		
		小計		(16,873.10) 32.51		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国立公園	第二種特別地域	上川町	2164, 2165, 2201, 2245~2248, 2255~2258, 2260~2262, 2264, 2275~2278, 2280~2282, 2287~2290, 2293, 2294, 2304, 2305, 2313, 2315~2317, 2320, 2321, 2328~2331, 2333~2340	(4,767.93) 55.90		大雪山国立公園 ※II-第6-1-(3)の表のとおり。
		東川町	313, 316, 320~325, 328	(1,093.97) 10.43		
		美瑛町	335, 1075	(12.74) 48.19		
		上富良野町	421, 424, 427, 432, 433	(230.04) 20.45		
	小計			(6,104.68) 134.97		
	第三種特別地域	富良野市	403, 410~414	(275.74)		
		上川町	2121, 2122, 2155~2158, 2160~2163, 2167~2171, 2173~2175, 2181~2183, 2192, 2201, 2203, 2204, 2206~2246, 2249~2253, 2256, 2259~2288, 2290~2303, 2306, 2308~2325, 2327~2331	(30,233.37) 15.04		
		美瑛町	336~346, 349~351, 1035, 1037, 1063~1065	(2,250.19) 0.84		
		上富良野町	415~420, 424~426, 431, 432	(531.97)		
		南富良野町	44, 49, 50, 52, 53	(1,423.14)		
	小計			(34,714.41) 15.88		
	計			(80,305.50) 187.19		
道立自然公園	第一種特別地域	富良野市	371~373, 375, 376	(690.93)		富良野芦別道立自然公園
		南富良野町	1021~1025, 1028, 1029, 1039~1041, 1044~1048, 1054, 1055	(2,037.61)		
	小計			(2,728.54)		
	第二種特別地域	富良野市	319~324, 328, 333, 336, 338~344, 346, 347, 352, 353, 360~362, 367, 368, 370~373, 375, 376, 379	(2,065.62) 0.15		
		南富良野町	1019, 1020, 1022~1030, 1037~1049, 1054, 1055	(6,416.88)		
	小計			(8,482.50) 0.15		
	第三種特別地域	富良野市	319~330, 352, 353, 360~362, 366~368, 370~373	(2,515.06) 0.55		
	小計			(2,515.06) 0.55		
	計			(13,726.10) 0.70		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐採方法	その他		
鳥獣保護区 特別保護地区	富良野市	370	(42. 91)	※II-第6-1- (5)の表のと おり。			
	愛別町	62	(33. 63)				
	上川町	2079, 2254	(172. 42)				
	美瑛町	1008	(38. 75)				
	南富良野町	121	40. 00				
	占冠村	1266	(41. 57) 0. 27				
計			(329. 28) 40. 27				
特別母樹林	上川町	2314	(4. 45)	※法令等の制限 の範囲内とす る。			
計			(4. 45)				
史跡名勝 天然記念物	富良野市	405~409	(566. 95)	※II-第6-1- (4)の表のと おり。			
	上川町	2120~2122, 2158, 2161, 2162, 2166, 2171, 2175, 2182, 2192, 2205, 2207, 2208, 2304~2308, 2311, 2312, 2314, 2318, 2322, 2323, 2326, 2334~2340	(7, 261. 46)				
	東川町	321, 326, 330	(1, 274. 85)				
	美瑛町	332, 361, 1038, 1050, 1052, 1063, 1075	(10, 045. 19)				
	上富良野町	417~420, 422, 423, 425, 426, 434	(1, 059. 88)				
	南富良野町	44, 49, 50, 1040, 1045	(1, 357. 90)				
計			(21, 566. 23)				

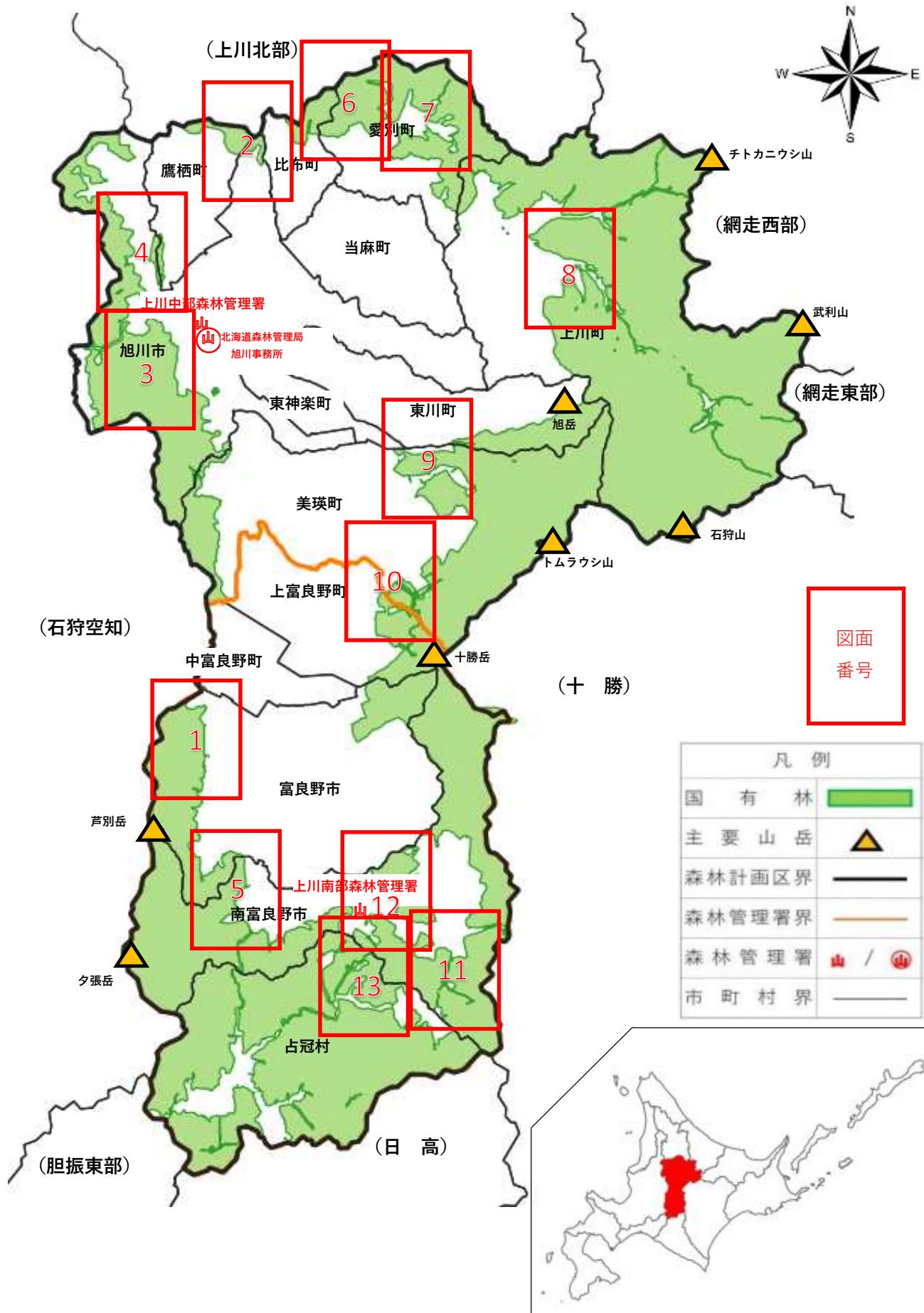
注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

IV 林道開設計画図

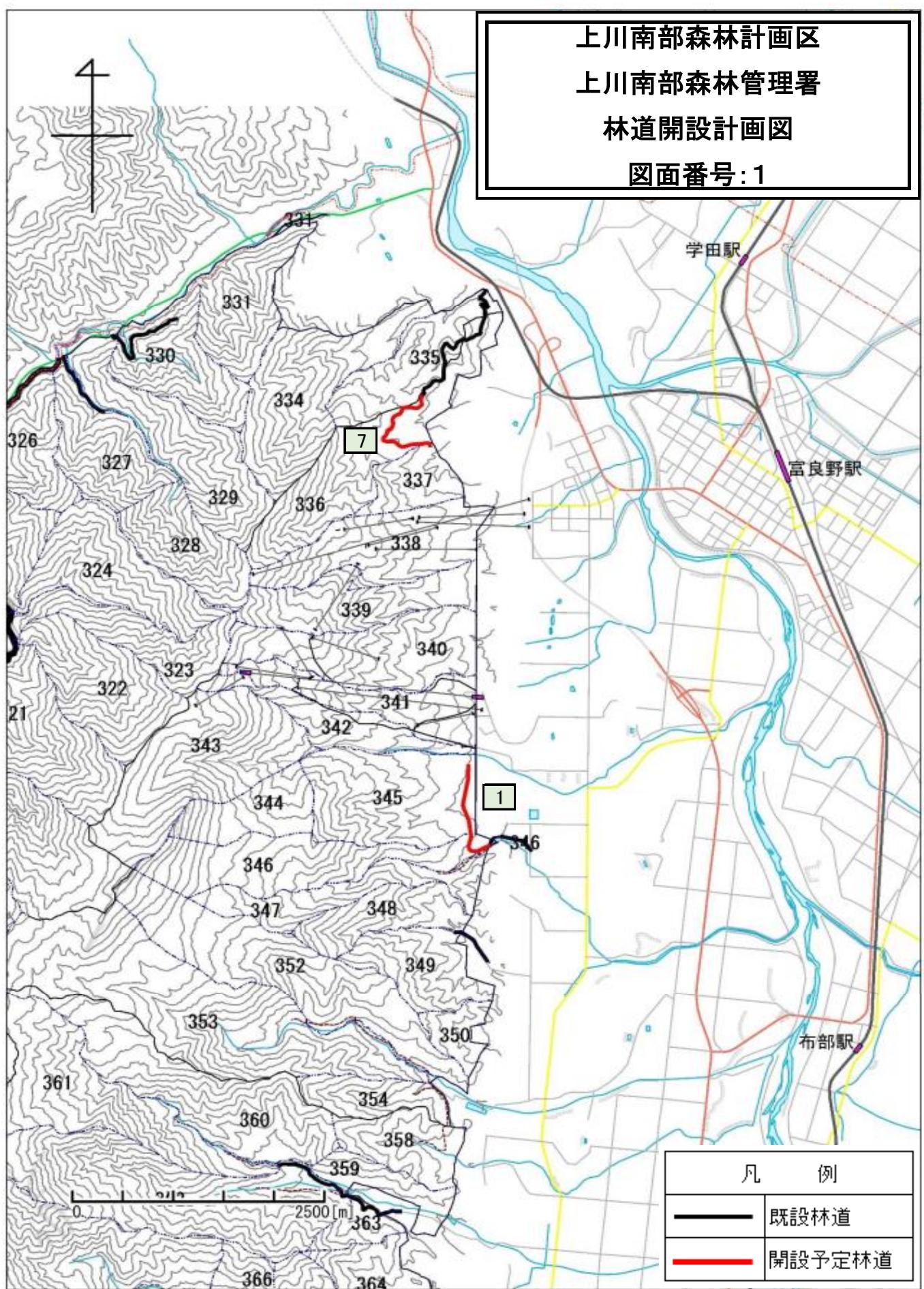
開設林道路線一覽表

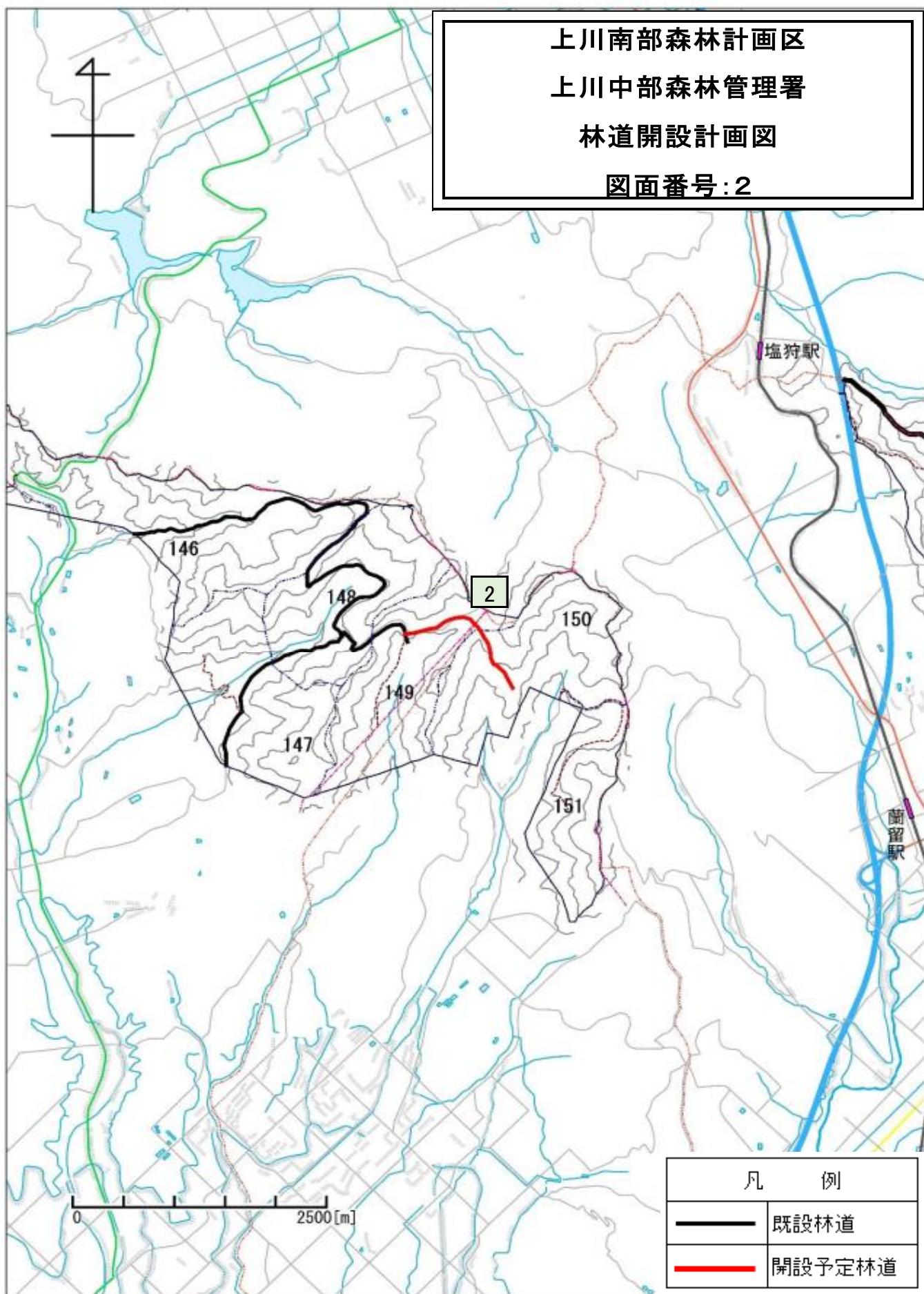
森林計画区	森林管理（支）署	市町村	図面番号	路線番号	路線名	代表林班	延長（km）
上川南部	上川中部	旭川市	2	2	知遠別右線	149	1.5
			3	3	雨紛右線	244	2.1
			4	4	石灰右2号	249	2.2
			5	5	盤水左1号	272	1.7
			6	6	中園	117	0.8
		愛別町	6	13	協和パンケ左支線	22	3.7
			7	14	冷泉左2号	26	4.0
			15	15	宮の山	42	1.7
			16	16	中八線	61	1.9
			17	17	パンケ右1号	23	1.2
		上川町	8	18	熊居沢	2176	3.5
			19	19	奥熊の沢	2178	1.5
	美瑛町	9	20	間ノ山	1025	2.5	
		10	22	白金大曲	1059	1.9	
		9	21	上宇莫別	1049	2.0	
	上川南部	富良野市	1	1	7線沢	345	1.2
			7	7	鳩の峰	336	1.2
			5	8	見晴沢	393	1.1
			9	9	カツラの沢	390	2.0
		南富良野町	11	23	両国1号	138	2.8
			24	24	内ノ沢	127	3.0
			25	25	笹刈沢	128	2.2
			12	26	迷沢	122	0.8
			27	27	浅野	2	1.1
		占冠村	5	10	金森	1065	1.2
			11	11	好文山	1012	2.8
			12	28	どんぐり沢	10	3.8
		占冠村	5	12	農栄	1001	1.7
			13	29	220林班	220	3.1
			30	30	219林班	219	1.8

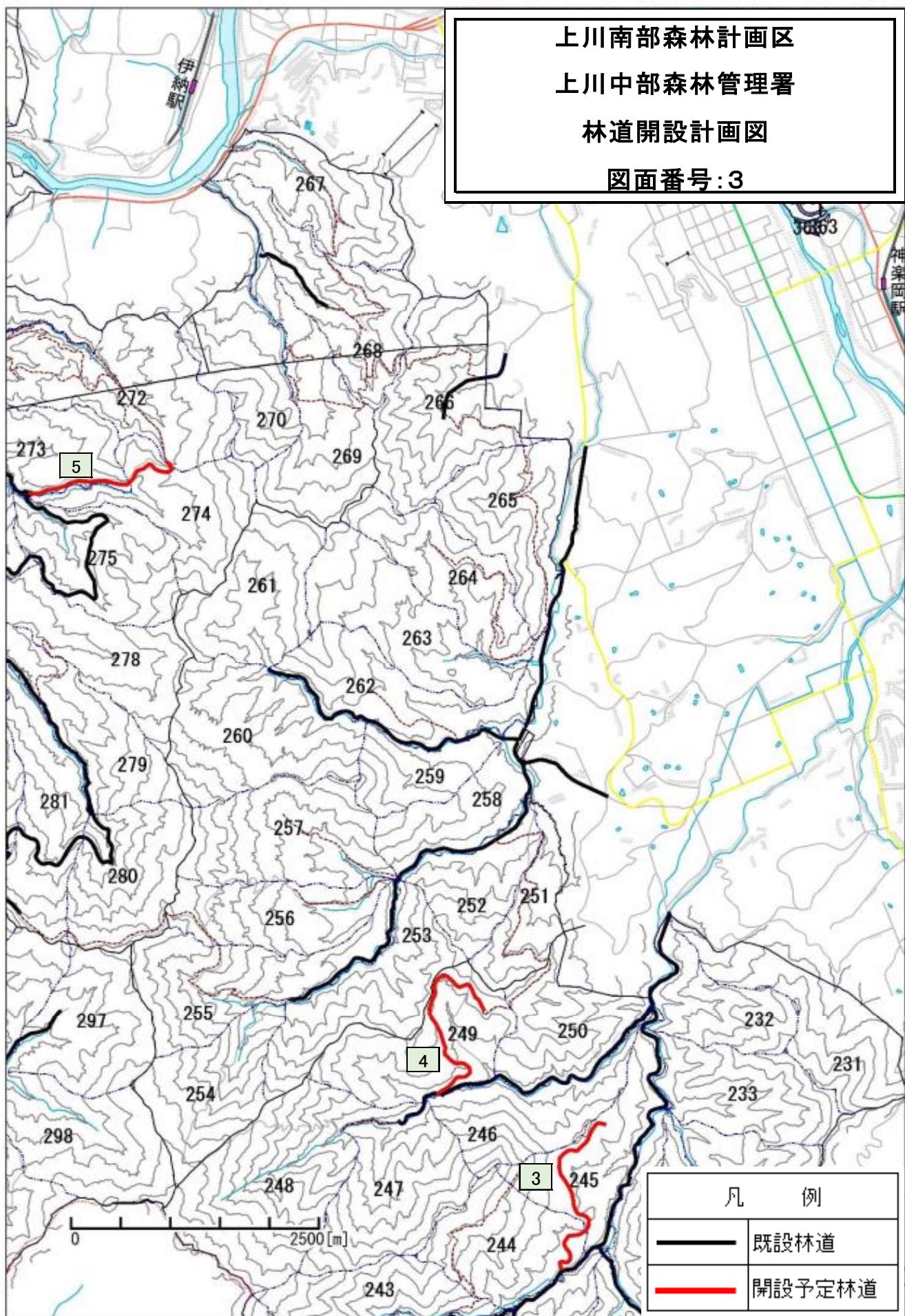
上川南部森林計画区の位置図



上川南部森林計画区
上川南部森林管理署
林道開設計画図
図面番号：1





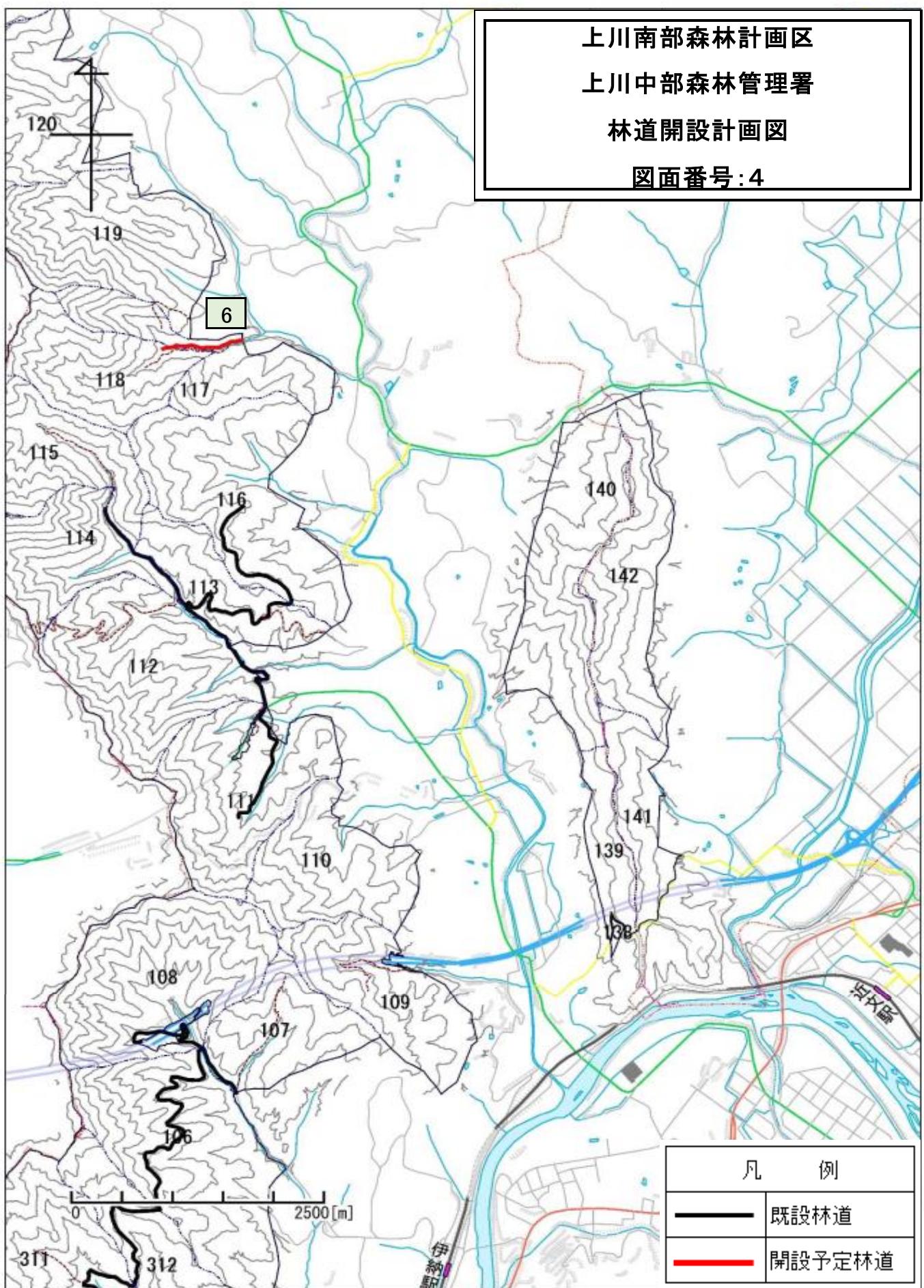


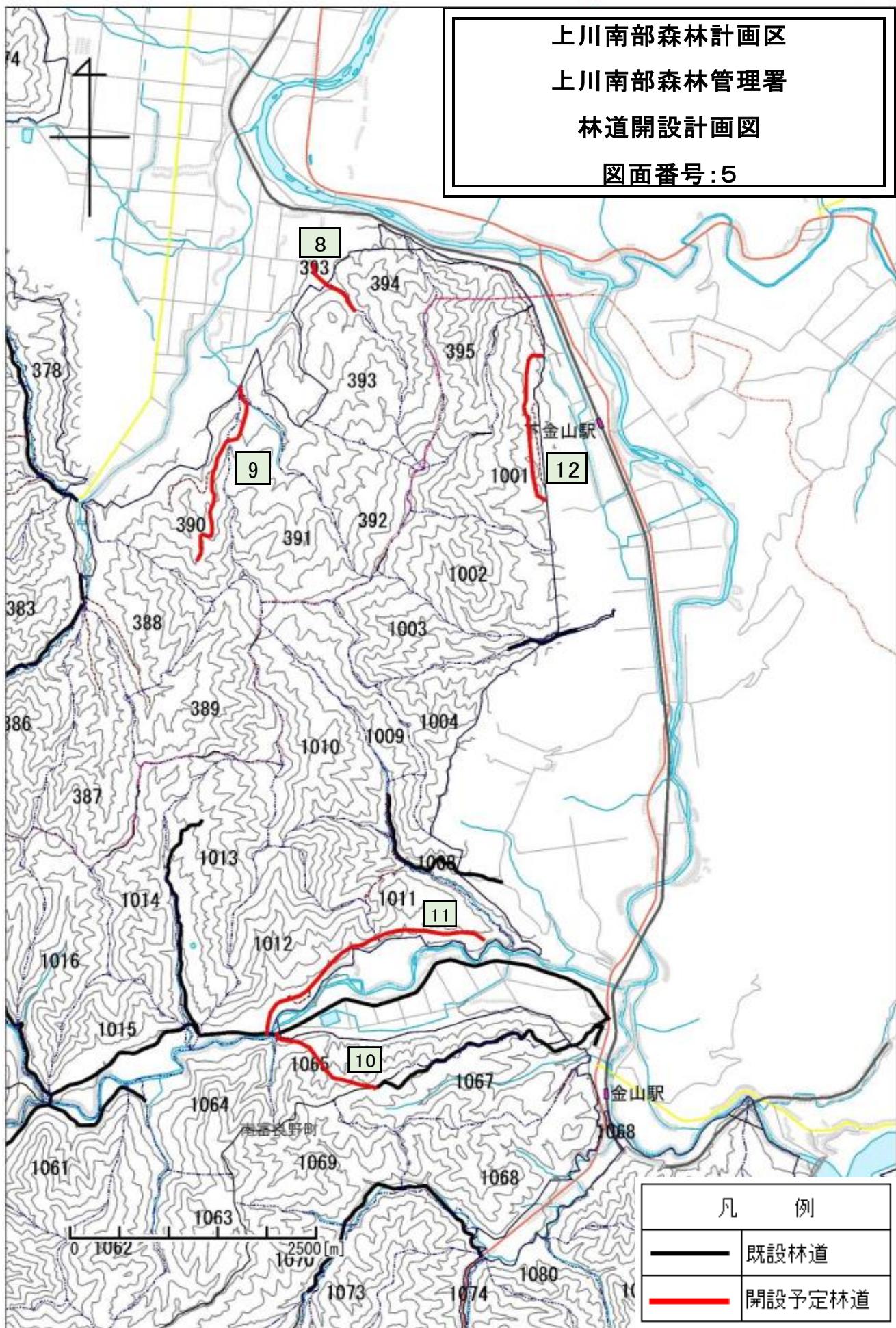
上川南部森林計画区

上川中部森林管理署

林道開設計画図

図面番号:4



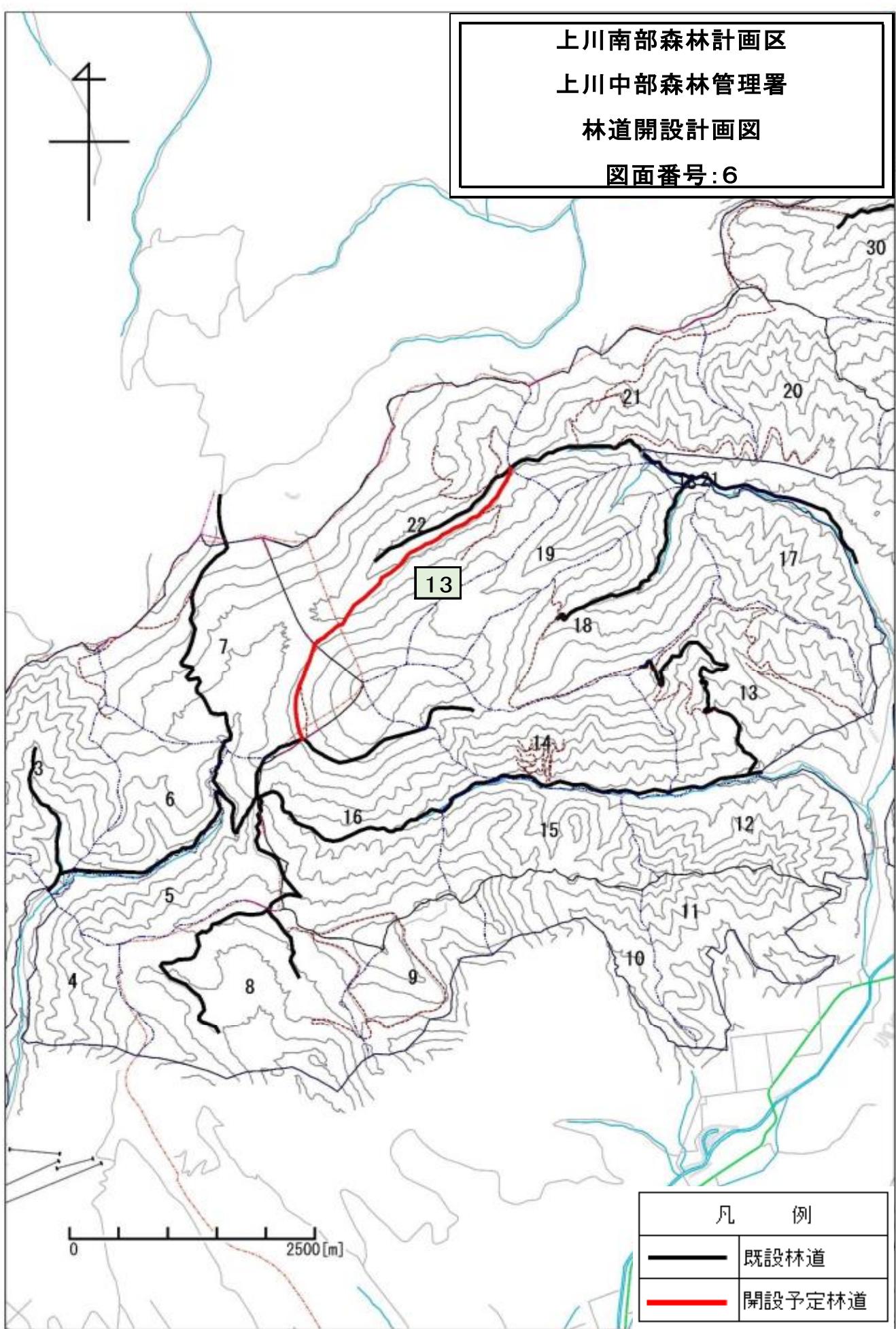


上川南部森林計画区

上川中部森林管理署

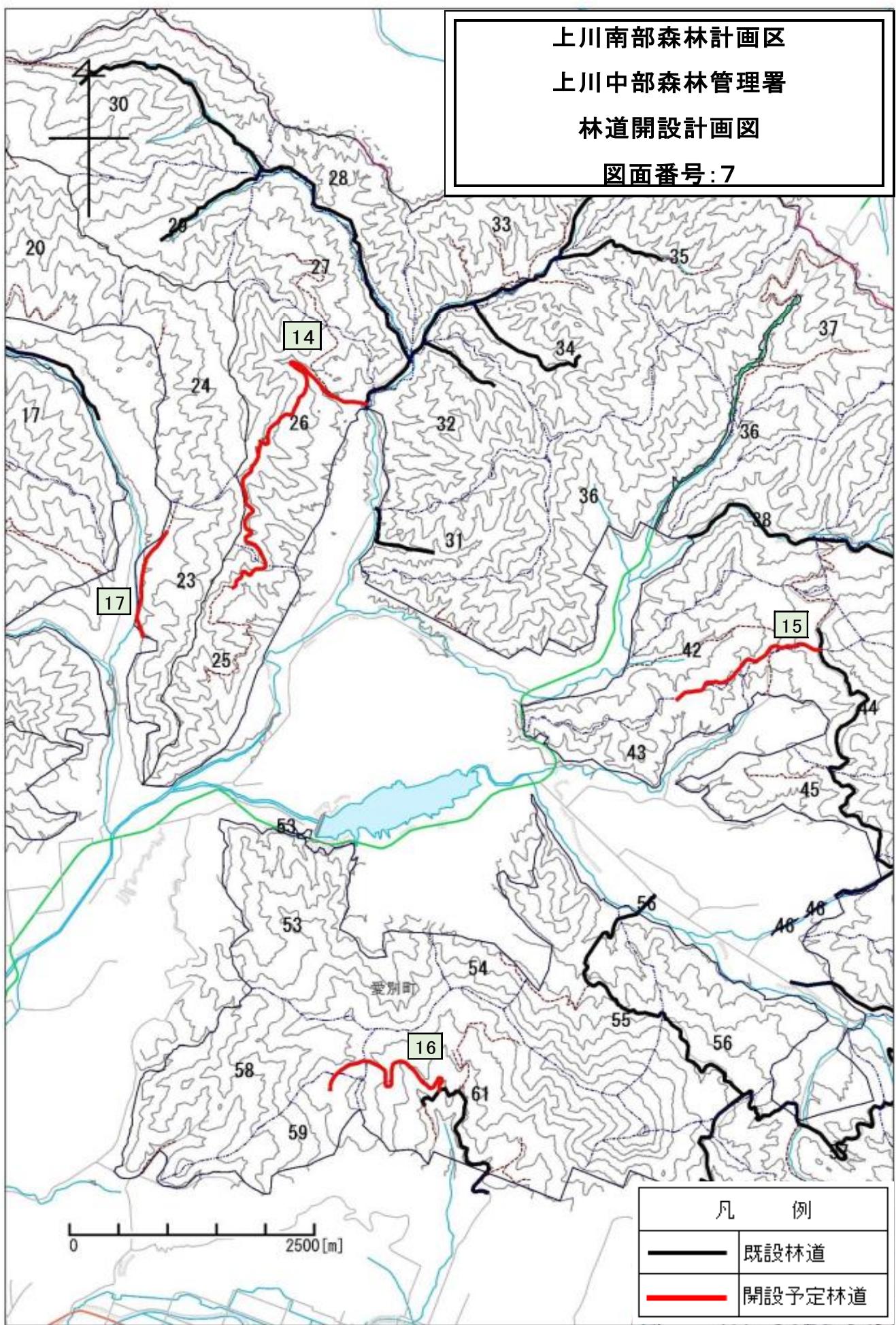
林道開設計画図

図面番号:6

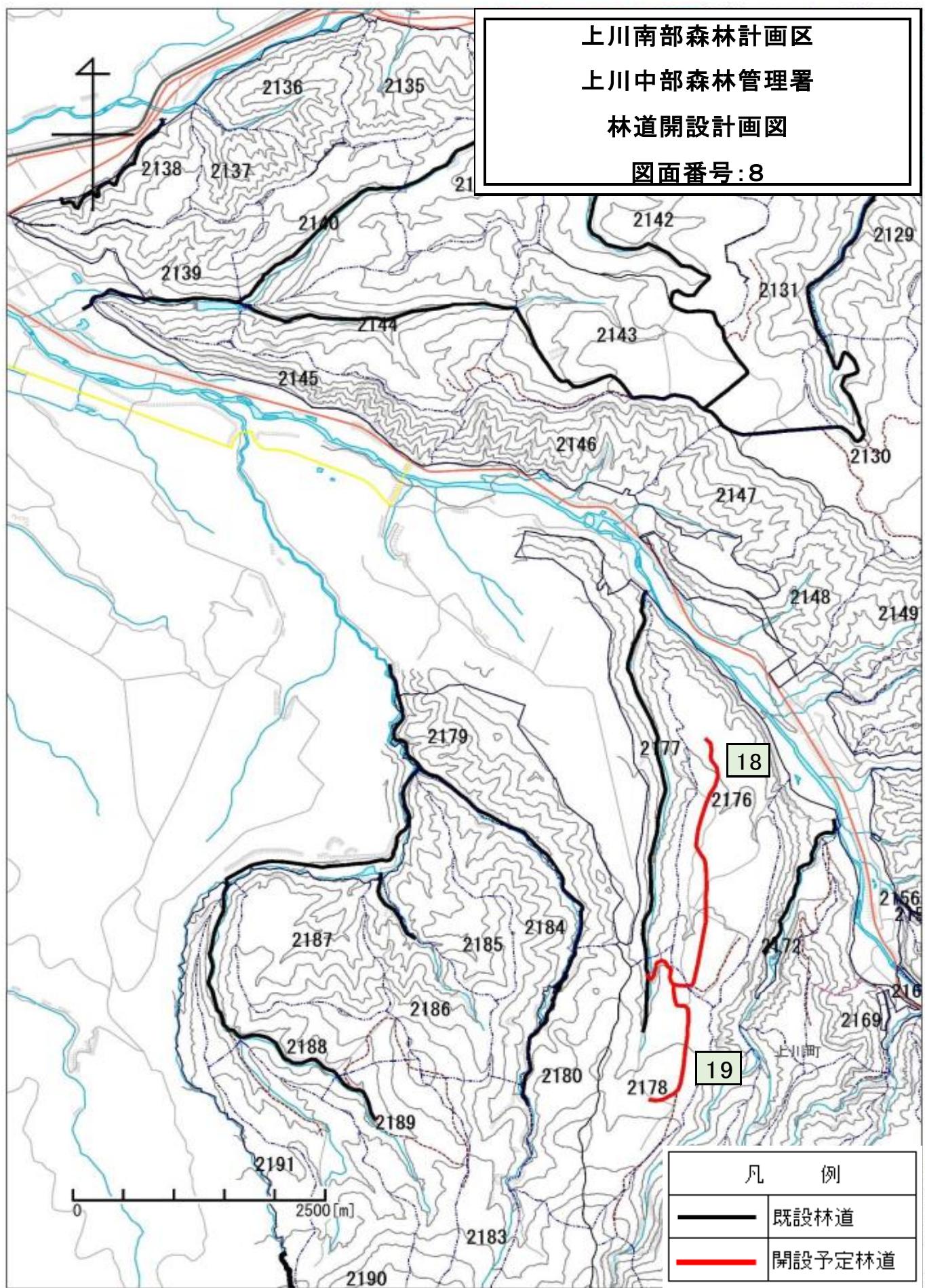


上川南部森林計画区
上川中部森林管理署
林道開設計画図

図面番号: 7



上川南部森林計画区
上川中部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:8



凡 例

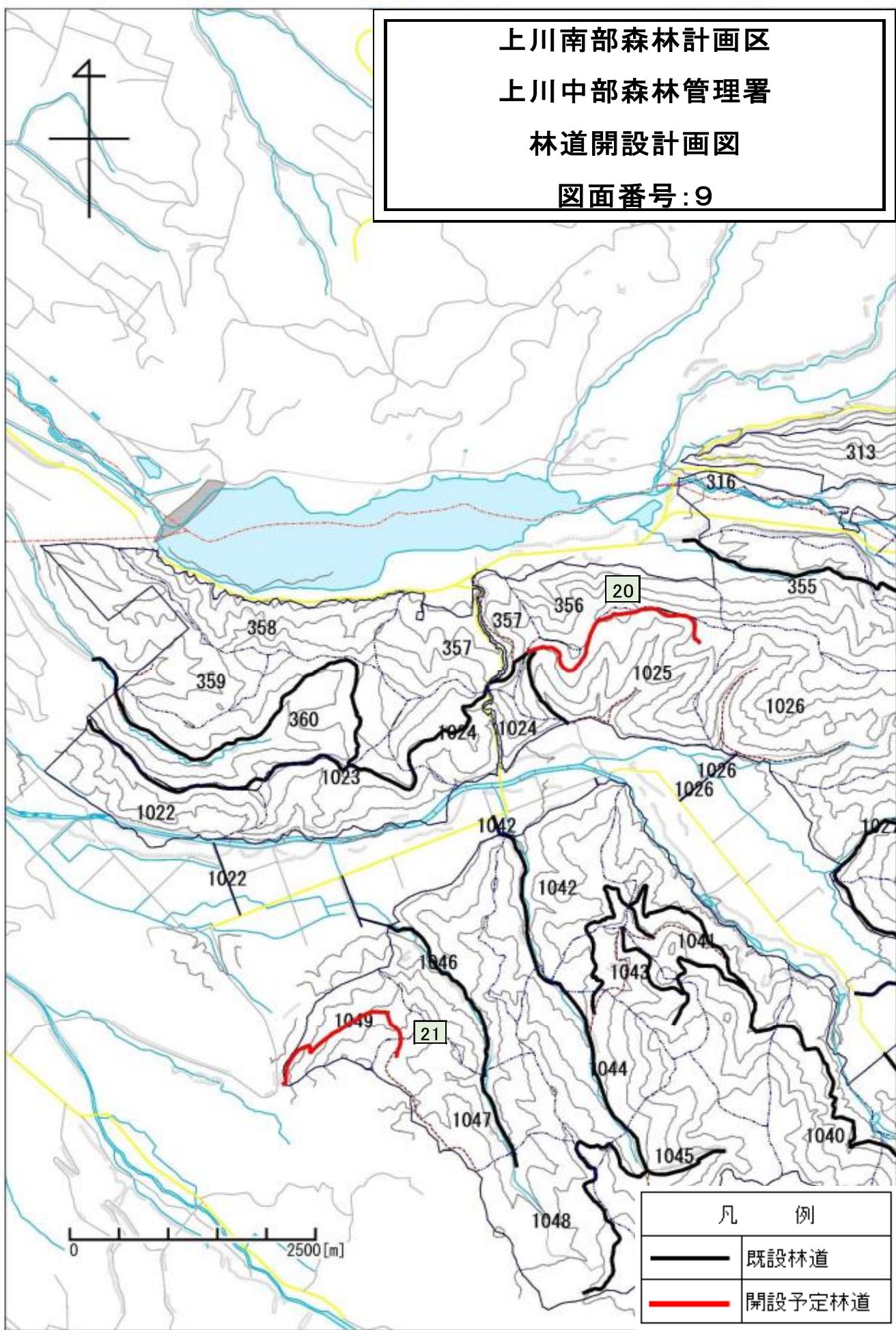
—	既設林道
—	開設予定林道

上川南部森林計画区

上川中部森林管理署

林道開設計画図

図面番号:9



凡例

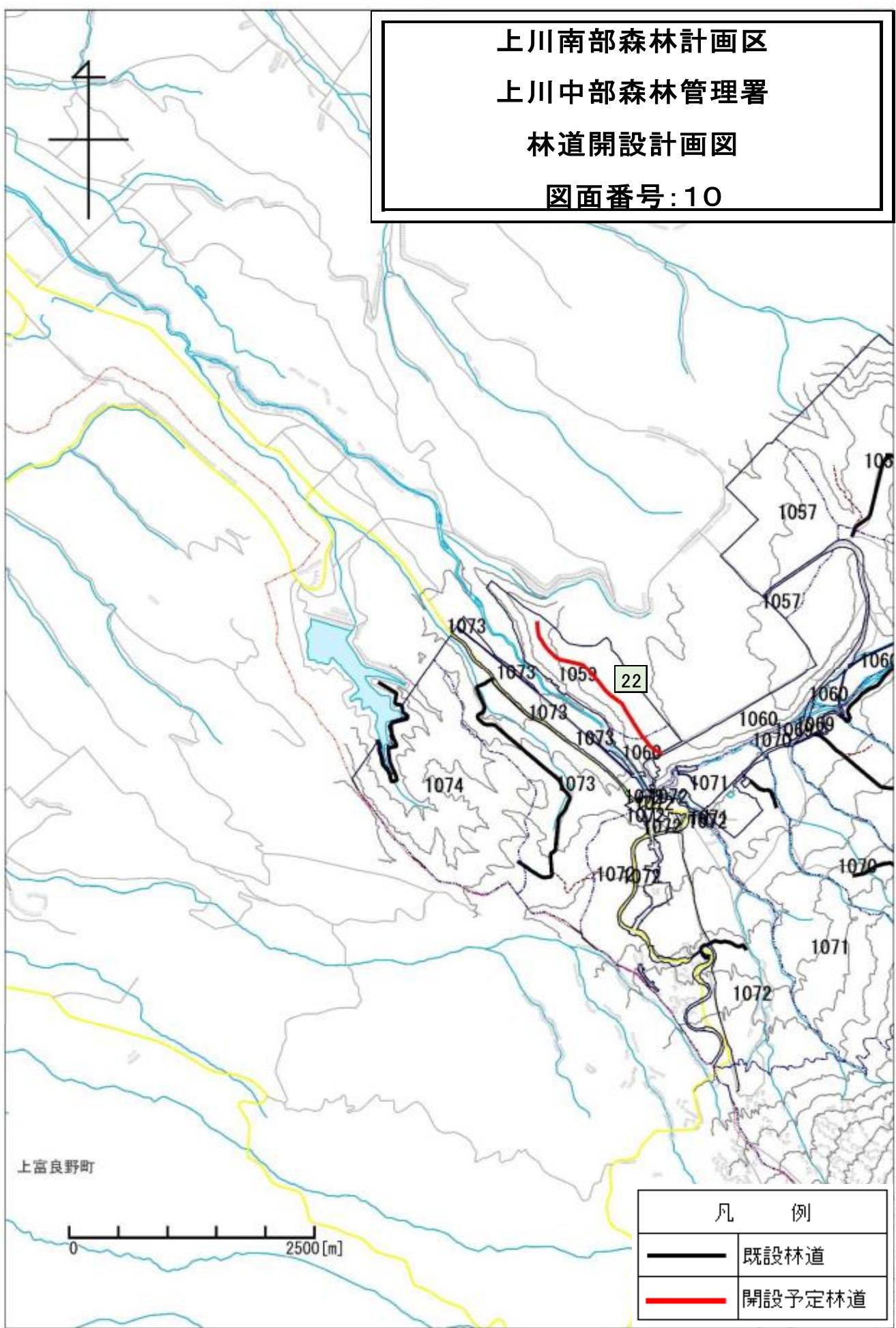
—	既設林道
—	開設予定林道

上川南部森林計画区

上川中部森林管理署

林道開設計画図

図面番号:10

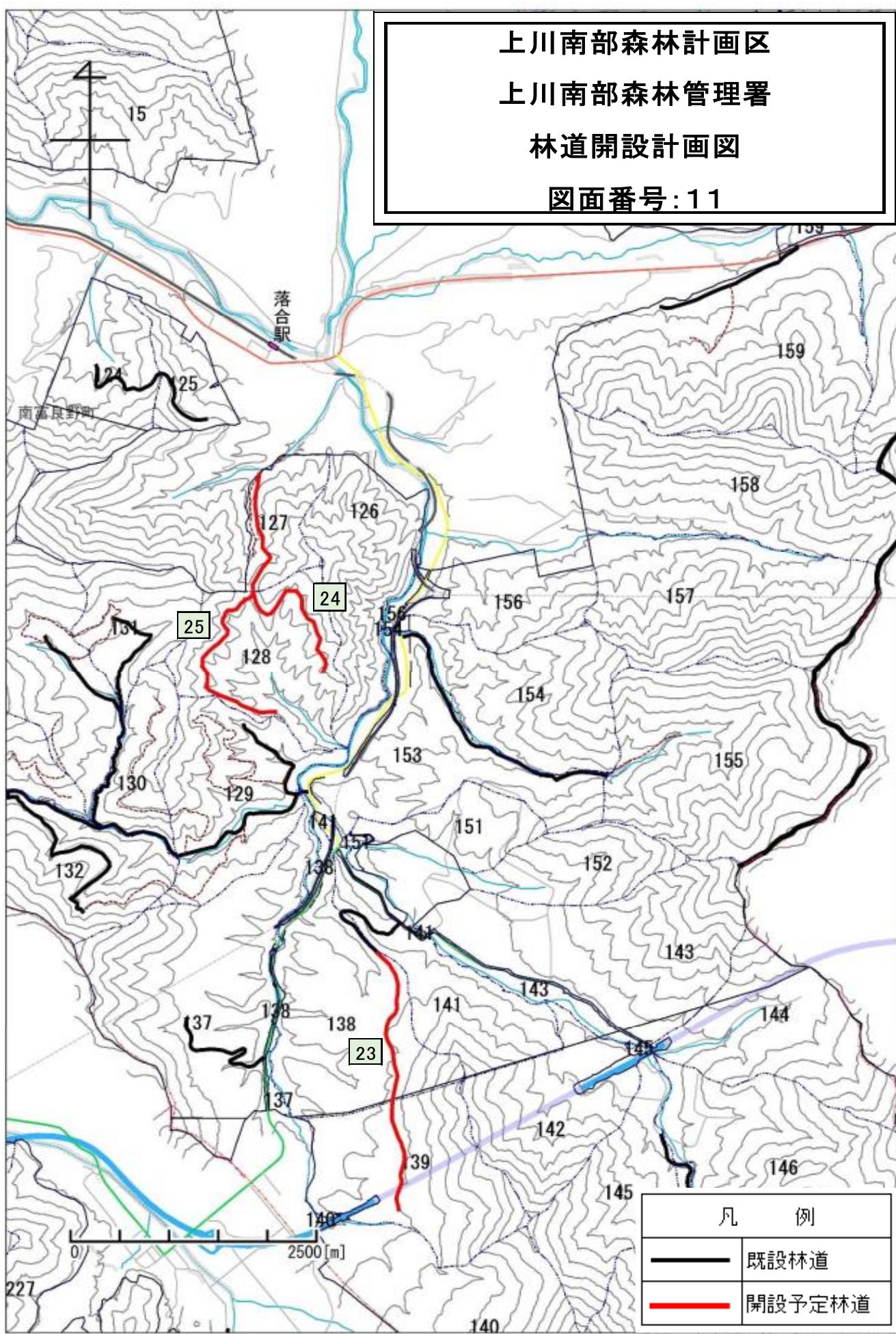


上川南部森林計画区

上川南部森林管理署

林道開設計画図

図面番号: 11

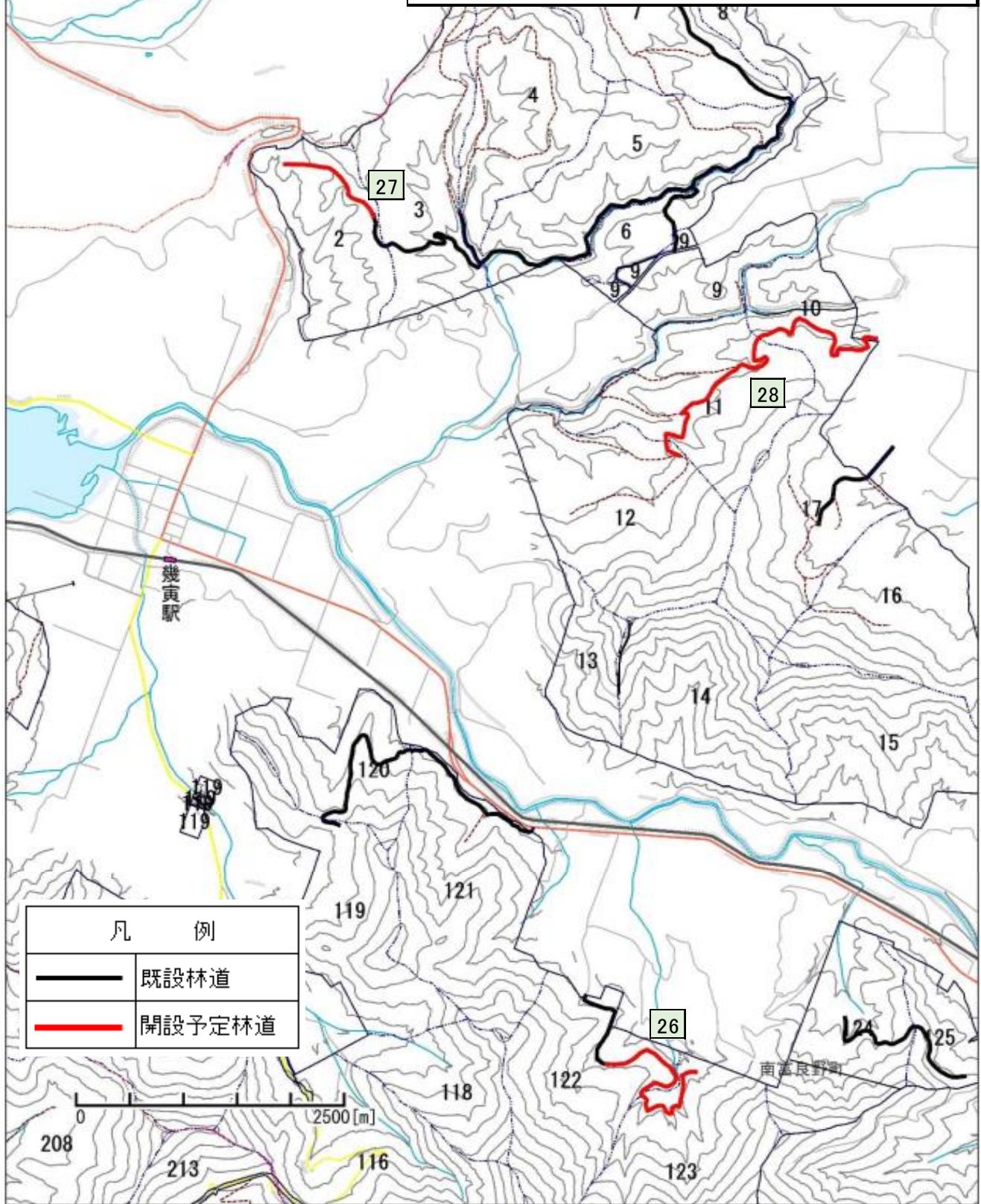


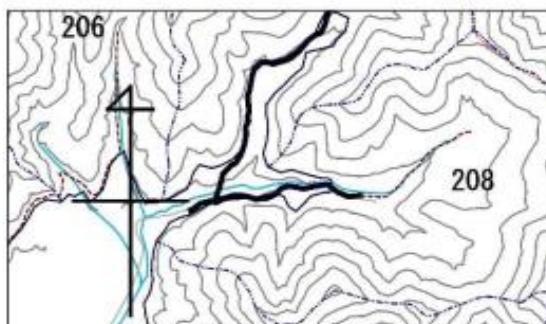
上川南部森林計画区

上川南部森林管理署

林道開設計画図

図面番号:12





上川南部森林計画区

上川南部森林管理署

林道開設計画図

図面番号: 13

